

日本国家公務員労働組合連合会との会見概要

日時：平成24年2月27日（月）15：20～15：40

場所：内閣府本府庁舎 227 会議室

出席者：（事務局）藤巻正志事務局長、村山誠参事官以下 計4名

（日本国家公務員労働組合連合会）宮垣忠委員長、盛永雅則副委員長、

岡部勘市書記長、九後健治書記次長、上田宗一調査部長以下 計6名

議題：国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換

概要：国公労連から「高齢期雇用に関する要求書」（別添）の提出及び趣旨説明があり、事務局から現時点の考え方について回答があった後、意見交換した。双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：国公労連）。

- 有識者の検討会を設けるという報道を見たが、人事院が意見の申出を行うに先立っても検討会を立ち上げて議論をしており、そうした検討を経て公務員については段階的定年延長を行うことが適当という結論が出ているものである。政府には、段階的定年延長を求める意見の申出に基づいて法案作成に向けた作業をお願いしたいというのが本日の要求書の趣旨。
- 年金の支給開始年齢の段階的に引上げに伴い無収入期間が生じる事態を防ぐことは、官民を問わず社会的要請となっているものと認識している。
雇用と年金の接続についての具体的方策については、人事院の意見の申出に即した「段階的定年延長」と民間法制の検討状況を踏まえた「再任用の義務化」の2つの選択肢を軸に検討を進めているところ。検討に当たっては国公労連をはじめ関係者と十分な意見交換をしてみたい。
- 2月16日に政府全体に対する春季統一要求書を総務省に提出しており、要求書提出時に段階的定年延長の実現についても求めた。人事院が国家公務員法第23条に基づき意見の申出を行っているにもかかわらず、これを軽視する二つ目の選択肢を設けることは承服できない。また、有識者会議がどういう構成でどういう議論をするのか、前広に示していただきたい。極めてタイトなスケジュールであるので、今後の協議がどれだけ実のあるものになるかを心配している。事務レベルのものも含め、協議が十分なされた上で制度設計をされることを強く求める。
- 人事院の意見の申出は、政府の法案提出権を一部しぼるものであることを認識すべき。有識者の検討会に仮に人事院の検討会のメンバーが入っているようなら、屋上屋を架すもの。また、民間法制に関しては継続雇用制度の義務化という建議がなされているが、報道を見ると経済界などから義務化は困るとの意見さえ出ている。こうした動きをみても、雇用と年金の接続を確実に担保できるのは定年延長であり、申出に基づいた法案作成をお願いしたい。
- 人事院の意見の申出については、これを重く受け止めて検討を進めていく必要があるものと認識している。
一方で、昨年9月に意見の申出がなされてから、民間労働者の雇用と年金の接続に関する関係審議会での検討が本格化し、本年1月に建議がとりまとめられ、「継続雇用制度に関する法制度の整備により対応することが適当」とされた状況も考慮していく必要があると考えている。
岡田副総理は公務員の定年問題は国の骨格の問題であるので慎重に決めなければならないと国会で答弁されているところであり、関係者の考えを十分伺い、慎重に検討したいと考えているが、再任用の義務化についても一つの選択肢とすることには是非ともご理解いただきたい。